

(仮 訳)

プレス・リリース

2008 年 6 月 17 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」に関する市中協議文書を公表

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」という。）は、本日、改善され、世界的に適用される「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」を市中協議に付すために公表した。

バーゼル委の議長を務めるノート・ウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「バーゼル委は、銀行における流動性リスク管理及びその監督の水準を大幅に引き上げることを目的としてこれらの国際標準を策定した。バーゼル委は、銀行及び監督当局が今回改定された諸原則を迅速かつ完全に実施することを切に期待する。我々は、これらの原則の実施状況を緊密に評価していく。」と述べた。金融安定化フォーラムは、2008 年 4 月に G7 諸国の財務大臣及び中央銀行総裁に「市場と制度の強靱性の強化に関する報告書」を提出し、健全性監督の強化に向けて幾つかの重要な勧告を行った。バーゼル委が本日公表した諸原則は、それらの勧告の一つに沿ったものである。

これらの原則案は、バーゼル委が 2000 年に公表した流動性に関するガイダンスを大幅に改定したものであり、また金融市場の混乱から得られた教訓を反映したものである。この作業は、官民双方における、最近の、及び継続中の流動性リスクに関する作業に依拠し、銀行の流動性リスク管理の強化及びグローバルな監督実務の改善を狙いとして行われるものである。イングランド銀行理事で、バーゼル委の流動性作業部会の共同議長を務めるナイジェル・ジェンキンソン氏は、「これらの原則は、銀行の流動性リスク管理の枠組みは、有担保及び無担保の資金調達に影響が及ぶような場合を含む各種のストレス事象に耐え得る十分な流動性が維持されることを確保するものであるべきだ、という基本的な前提の上に成り立っている。」と述べた。ニューヨーク連邦準備銀行シニア・バイス・プレジデントであり、流動性作業部会のもう一人の共同議長であるアーサー・アングロ氏は、「一方で、監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組み及び銀行の流動性ポジションの双方の適切性を評価すべきである。いずれか

に問題点があれば、監督当局は、預金者を保護するため、また金融システムに及びうる障害を抑えるために、迅速に対応を取るべきである。」と付言した。

これらの原則が強調しているのは、銀行全体のリスク管理プロセスに十分に組み入れられた堅固な流動性リスク管理の枠組みを構築することの重要性である。このガイダンスの主たる目的は、流動性ストレスに対する銀行の強靭性を高めることにある。とりわけ、諸原則が水準の引上げを目指しているのは以下の分野である。

- ・ ガバナンス及び銀行全体としての流動性リスク許容度の明確化
- ・ 金融市場の混乱時に十分管理されていなかったオフバランスシート・エクスポージャー、証券化取引及びその他の偶発的な流動性リスクの把握を含む、流動性リスクの測定
- ・ 個々の業務部門におけるリスク選好と、それらの業務が銀行にもたらす流動性リスク・エクスポージャーとの間の整合性
- ・ 銀行固有のストレス及び市場全体のストレスを想定した様々なシナリオを包含するストレステスト、及びその結果に基づく実効的なコンティンジェンシー・ファンディング・プランの策定
- ・ 日中流動性リスク及び担保ポジションの厳格な管理
- ・ 長引く流動性ストレス期を耐え抜ける体力を確保するため、高品質かつ処分上の制約を受けない流動資産により堅固なクッションを設けること
- ・ 銀行の流動性リスク・プロファイルと流動性リスク管理に関し、定量的及び定性的な情報を定期的に公開すること

またこれらの原則では、監督当局の役割について、より高い期待を示しており、欠陥が認められた場合に監督当局が適時に介入する必要性及び監督当局や公的主体と国内外を問わずコミュニケーションを図ることの重要性が指摘されている。

銀行とその監督当局は、これらの原則を実施するに当たり、各銀行が営業地域の金融部門においてどのような役割を果たしているか、また、その金融部門において当該銀行はどの程度システミックな重要性を帯びているか、ということも考慮すべきである。バーゼル委員会は、銀行及び各国監督当局が今回改定された原則を迅速かつ完全に実行することを切に期待する。本ガイダンス案においては、業務内容の複雑な中規模及び大規模銀行における流動性リスク管理

に焦点が当てられているが、ここに提示されている健全性の原則はすべてのタイプの銀行に対して適用可能である。本文書に明記されているとおり、銀行及び監督当局による本原則の適用は、銀行の規模、業務の性質及び活動の複雑さに見合ったものであるべきである。また、銀行及び監督当局は、銀行がその活動法域の金融セクターにおいてどのような役割を果たしているか、どの程度システミックな重要性を有しているか、といったことも考慮すべきである。

コメントの期限は2008年7月29日である。匿名希望の旨が明示的に表明されないコメントはすべて、国際決済銀行のウェブサイトに掲載される。

コメントは、電子メールにて baselcommittee@bis.org 宛に、もしくは郵便にて以下の宛先に寄せられたい。

バーゼル銀行監督委員会
国際決済銀行
Centralbahnplatz 2
CH-4002 バーゼル
スイス